

新潟人民報

新潟縣公民館連絡協議会
新潟縣教育廳
社会教育課内(電話7954番)

四月号

重點は青少年教育の振興に

県社教二十八年度の方針樹立

本年度の重点

県社会教育課の二十八年度基本方針は大要次の通りの決定、新たな角

度構想に基いて充実した事業の

計画がすすめられている。

基本方針

やもすれば総合性を欠き経済性

を失って、断片的な事業の消費に

陥り易い弱点を改め、合理的能率

的な構えを樹立し、重点を定めて

その充実刷新を図る。

論壇

青年学級について

「青年学級」と一口いって

も、その内容や運営は地域にお

ける青年のあり方によって変

つて来なければならないと思

う。「人見て法読け」といふ

とは千古の訓言である。

国立教育研究所で行った研究

青少年の生活裏側調査は、その

意味からいって重要な資料とい

える。男女十六才から二十六才

までの五万名以上青少年を対

象に、都市、農村、工業地など

の広い範囲にわたりて調査した

ものだが、その結果、青少年の

あり方を次のよしなら六の型に

わけている。

段階がある。それに応じた対策

(県社會教育委員松井敬)

団体の行説が訴えられその運

営が問題視されている現状を打

ることなく、自主的な住民相互の

教育活動が展開されるためには

一、青少年教育の振興

二、社会教育行政機関並びに施設

の整備と指導者の充実

三、社会教育振興への総合的実施

四、青少年の立場に対する理解を深

めこの教育振興への総合的実施

五、社会教育の新分野を開拓

補習教育では無意味

青年学級は職業指導が中心

勤労青年教育のため県内外各地に

開かれてきたことが「青年学級」計

画の前程とならねはない。

そのためにはまず自分で自らの

町や村の主体を調査し、その地

域に育つ現実性をもった計画を

たてることが先決である。

日本これまでの政治や教育

は青年をあまりにいたしまわし

た嫌いがある。何にもない時は

放つておいて、諸事端不如意

になると青年へ手がかかる。こん

どこそ生えの「青年学級」案

あつたら、その土地に即さない

が大切である。

「青年学級」は生み出すべき

形態的統一案をもつて青年を

引きまわさないようにすること

が、指導の主なる点を上げると次

のようである。

(1) 単に農園期だけ教育活動が

行われるというのではなく、計

画的組織的であるべきであろう。

(2) ラジオ、新聞等を通じ個人

的・學術的であるべきである。

次いで前項において報道したよ

うに丸山本会長が全公連の副会

長に就任したので、その後任の評

議員を選出す件では、鹿野副会

長が出席役員の推舉による決定さ

れた。

告白書(第一集)刊行

1. 体裁:A5版、アート用紙

教科書所収

2. 内容:佐渡下種遺跡総合研

究(発掘経過、遺跡、文化

遺物、自然遺物、地理学的

考察、総合考察)

3. 執筆:国大、東大、北大、

早大各教授他教氏

発行:新潟県教育厅社会教育

予約購入書付中

本年度初の本会幹事会開く

事務所変更など審議

去る、四月一日午後二時半、新潟市越後自治会館で本年度初の幹

事会を真社会教育課の増井主事の

特別参加を得て開催された。

議事は先づ二十七年度の決算報

が、その運営について種々の問題

がある。県教委では新年度の運営に資するため、東京教育大学立派教授

をまねいで去る三月二十六日、二

十七日、二十九日それぞれ長岡、直江津、新潟の三会場で青年学級

研究会を開催し、多大の成果をもさめた。

午前の「勤労青年教育と青年学級」と題する立派教授の講演にひきつづき、午後は各会場とも青年

学級の実状発表と指導が行われた

が、指導の主なる点を上げると次

のようである。

(1) 単に農園期だけ教育活動が

行われるというのではなく、計

画的組織的であるべきである。

次いで前項において報道したよ

うに丸山本会長が全公連の副会

長に就任したので、その後任の評

議員を選出す件では、鹿野副会

長が出席役員の推舉による決定さ

れた。

告白書(第一集)刊行

1. 体裁:A5版、アート用紙

教科書所収

2. 内容:佐渡下種遺跡総合研

究(発掘経過、遺跡、文化

遺物、自然遺物、地理学的

考察、総合考察)

3. 執筆:国大、東大、北大、

早大各教授他教氏

発行:新潟県教育厅社会教育

予約購入書付中

③ 勤労青年の教育であるから、町村の社会教育計画が片寄ることなく、総合的有機的に企画実施されるよう指導する。

④ 青少年団と青年学級はその本質が違うが両者が協力して行なうべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑤ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑥ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑦ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑧ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑨ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

⑩ 勤労青年の教育であるから、教育課程の中心は職業教育であるべきで、一般教養的教科はその

中心を指向するものとして扱われるべきである。従って青年学生は單なる学校の補習教育とし

て行なわれては意味がない。

青年学級振興法とは (続)

一法制化された場合を考える――

紙上問答

問 青年学級を法制化する
よりも、定時制高等学校を充実すべきではないか

答 定時制高等学校を充実する
ことは、労働青年教育を振興する
ために必要なことであります
が、定時制高等学校の現況は、

昭和二十七年度において独立の
学校、全員制の高等学校に併設
されたもの及び定時制高等学校
の分校等、すべてをあわせて三

一五三校で、生徒数は約五

十三万人で、これを三十

五才までの労働青年の數千三百

万人に比較すれば、非常に偉少

な數であります。従って、定時

制高等学校を拡充すると致しま

しても、財政上自ら限度があ

り、なお他に労働青年のために

教育施設を必要とする事情であ

ります。若く定時制高等学校に

入ることのできない経済的、時

間的及び地理的な制約をもって

いる労働青年の多いことを考え

ますと、定時制高等学校の充実

と同時に青年学級の振興をばか

ることが緊要であるのでありま

す。

なお定時制高等学校による学校

教育では、労働青年の特殊な要

求を満たし得ない面があるの

で、青年学級はこのような要求

にこたえることの出来るもので

ありますし、定時制高等学校と

青年学級は両々相まって労働青

年の振興を期することが出

てきます。

求めるものとして自由に

選択、編成されるものである。

④ 資格については、高等学校

では八十五単位を履修すれば、

高等学校卒業の資格が与えられ

るが、青年学級は、社会教育の

相違について申し上げます

と

① 高等学校の定時制の課程

は、通常の課程と通学すること

のできない青年に学校教育体

系の一環をなすものであるが、

青年学級は、学校に通学しない、

一般的の労働青年を対象に、教育

の機会を与えるとする社会教

育の事業である。

② 学習年限、時間数は、高等

学校の定時制の課程にあっては

四ヶ年以上、年間平均七百四十

四時間となつておおり、別に短期

課程、別科が設けられている

が、青年学級では、学習年限、時

間制に就て別途の定めはない。

定時制の課程では、一般教育と

問 中学校卒業者の動態及

び青年学級の対象となる動

向

中学校の卒業者の動態は、別表

のとおりであります。

なお、青年学級の対象となる動

向

の数について伺います。

答 昭和廿七年の調査によれば、

二十歳未満の青年の数は、別表

のとおりであります。

廿八年を十五才から二十五才まで

のものとした場合、約千三百

万人に達します。

万歳未満の青年の数は、別表

のとおりであります。

廿九年も改まり、

廿八年度の国庫補助

申請書を提出せねばならない。

文部省に提出せねばならない。

△毎度のことであるが、提出の書

類の不備不良である。数字も僅か

で根本的に異なるものではあり

て本集計でさえも既に違っている

場合がある。特に書いてあって

から訂正した時は全部見つけて

ソロバンを入れねばならない。

△用紙は本会にて印刷して配布す

るからそれを用いられて、詳細

は追て教育厅山張所の社教担当

者より指導を受けられたい。

△実績主義の申請であるから、実

績のないところは、如何とも致し

難い誤であるが、そんなどうは

もうない筈

案もそろって申請し

者より指導を受けられたい。

△実績主義の申請であるから、実

昭和廿六年文部省指定研究青年学級の指定を受け、今日に至る。北魚沼郡の各村の青年学級は、沿革をたどれば社会教育法の施行以前の昭和廿三年に青年が自主的に夜学として計画し、実施した事がその発端と見ることが出来る。

この村は面積約三四七万坪(刈羽郡全体の少い)にもおよび、その七十歳以上は山岳地帯であるので耕地面積は頗る少く農家一戸当六畝歩又、全国屈指の畜産地の経済的には苦しいのであることが却って、こうした自覚的行動となって現れて来ている。

上級学校の進學は極く少い状態であることが却って、こうした自覚的行動となって現れて来ている。

事は越に貴重な現象であると言わねばならない。

開設の趣旨としては勉学の機会に恵まれないこの村の勤労青年が

社会人としての基礎的教養を身につけながら、生活の基盤である職業的知識を習得して個人の完成と地域社会の発展に貢献することに努力する機会を与えることであって、主体は教育委員会が行うことといつて、運営は公民館で、青年團の協力を始め、村の総力を結集している。

① 青年の実際生活と村の現状に即する様に指導する。

教育方針としては、

口制の冬期講座を開設したが、そ

農業生産と直結れらう 北魚湯之谷の青年学級

北魚

湯

之

谷

の

青

年

学

級

と直結れらう

の

農

業

生

产

